

砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、倉庫業、縄の製造業	(2) 生産地と施設との位置、距離、生産物の取扱量等を示す図面および計画書
5 農林業等活性化基盤施設である建築物 －例－ 地域特産物展示販売施設、農林業体験実習施設等	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第3項第2号該当のもの 【図書】 (1) 全体計画図 (2) 事業の概要を示す計画書等
6 中小企業の共同化、集団化事業用建築物等	(1) 都道府県が国又は中小企業事業団と一体となって助成するものであること。 (2) 原則はやはり市街化区域であり、やむを得ない場合に限る。 【図書】 (1) 全体計画図 (2) 事業の概要を示す計画書等
7 既存工業施設に密接に関連する事業用建築物等	(1) 現に工業の用に供されている工業施設にかかわるものであること。 (2) 「密接な関連を有する」とは、原料、部品の依存、供給関係が50%以上存すること。 【図書】 (1) 既存および当該申請工場に関する概要を示す計画書（業種、業態、工程、原料、製品名等） (2) 両工場の作業工程および輸送等の関連性を示す書類 (3) 両工場の取引高とその比率を示す書類 (4) 地場産業の場合、周辺同種工場の状況を示す図面
8 火薬類の製造所、火薬庫である建築物等	(1) 市街化区域において建築し、又は建設することが不適当なもの (2) 火薬類取締法第12条該当のもの
9 道路管理施設、休憩所又は給油所等 －例－ ガソリンスタンド、ドライブイン（自動車の運転者の休憩のための施設であり、宿泊施設は含まない。）	(1) 政令第29条の7に許可可能な用途が規定されている。 (2) 適切な位置に立地していること。 (3) 道路管理施設は、高速自動車道、国道等において、その道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者自ら設置するもの  ※運用基準P21～23を参照
10 地区計画又は集落地区整備計画の区域内の建築物等	地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合するもの 【図書】 (1) 全体計画図 (2) 事業の概要を示す計画書等
11 指定する土地の区域内の開発行為	建築物の用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅か自己の居住および業務の用に供する一戸建ての兼用住宅に限る。  ※運用基準P24を参照